



「職員の給与に関する条例」等の一部改正により 19年4月1日より次の点が変わります

【管理職手当の定額化】

管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、給料表別・職務の級別・支給割合別の定額制となりました。

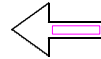
【扶養手当の改定】

区 分	改定前	改定後
配偶者以外の扶養親族に係る 3人目以降の支給月額	5,000円	6,000円

【通勤手当の改定】

1 障害のある者に係る改正内容

身体的な障害のため自動車等を使用しなければ
通勤することが著しく困難な職員に対して、
1ヶ月当たりの駐車料金相当額を
通勤手当の限度額の範囲内で新た
に支給する。



地方公務員災害補償法
施行規則別表第3に定
める程度の障害のため
歩行することが困難な職
員で、自動車等を使用し
なければ通勤することが
著しく困難であると任命
権者が認めるもの

2 育児・介護のために自家用車等を使用する者に係る改正内容

職員が保育園等への子の送り迎えや介護施設への親の送り迎えなど、
育児・介護のために一般に利用しうる最短の経路の長さを超えて通勤
している場合には、最短経路の実際の経路の差（2kmを超える場合は
2km）を通勤手当算定の基礎とする。

次のいずれかに該当する場合

- ・小学校就学前の子のある職員
- ・小学校に就学している子のある職員で
放課後児童育成健全事業を行う施設に子
を出迎えるため赴く職員
- ・介護休暇を請求することができる職員等
が日常生活を営むのに支障がある者を介護
している職員

ただし、子の親である
配偶者が、就業していな
い職員は非該当

該当すると思われる方は、至急の事務職員に確認し、
事務処理を行ってください

